

山田美津代議員 平成 25 年 9 月議会一般質問

9月11日

○議長（青木義勝君） それでは、以上で坂口君の一般質問は終了いたしました。

それでは、続きまして、次に、山田さんの発言を許します。

13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） 議場の皆さん、こんにちは。13番、山田美津代です。

3項目にわたって一般質問をさせていただきます。

まず初めに、**国保の広域化は住民のサービスの低下を招き、また保険税の値上げなどにより、今より町民の皆さんの生活が苦しくなることが予想されます。町としてどのように住民との防波堤になるのか、策はあるのでしょうか。**

8月22日の国保運営協議会におきまして、私は委員の一人として以下の3点の質問をさせていただきました。それに基づいて質問させていただきます。

①短期保険証、これが8月現在202件出されていて、とりにいかないと病院に行くことができなく、重篤になる例が全国的に出ています。このままでよいとお考えですか。

②とめ置きの保険証も100件という答弁がそのときにいただきました。これも同じことが考えられます。

③年収300万円の4人家族の方が一体幾らの保険税を払うんですかとお聞きしましたら36万円という答弁をいただいたんですが、これは本当に過酷だと思います。山村町長はそのときに、住民の方の広域化によってサービスを欠かすわけにはいかないから、予防と健診に力を注いでいくというふうにおっしゃっておられました。奈良県は平成27年をめどに広域化の準備を進めていくんだということも言っておられたんですよ。予防と健診といわれまして山添村がすごくこういう保健事業に力を入れておられて、保険料も低く抑えています、これ広域化になったら大変値上がりするのではないかなというふうに思います。その辺をやはり問題がたくさんありますので、町として住民をどのように守っていくのか、そのことも考えておられるかどうか、そういうことで御答弁いただきたいと思います。

質問事項2、子ども・子育て会議の条例案が議案で提出されています。認定こども園など視野に入れておられるようですが、その進捗状況を待っていて、そして老朽化している幼稚園などの建てかえが実施されていないのでしょうか。このことについて、どのようにお考えがお聞かせください。

3番目、3年の期限つき雇用、これは多くの住民からも批判が出ています。きちんと正規で雇用していくほうが長い目で見れば、広陵町の財産となり得になるのではないですか。このことを今、町は考え直す時期に来ているのではないかと思います。ぜひそのことについて、前向きな御答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（青木義勝君） それでは、ただいまの質問に対しまして、答弁をお願いします。

山村町長！

○町長（山村吉由君） それでは、山田美津代議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

一つ目の国保の広域化に対する町としての対策はあるのかということについてでございます。

まず冒頭、議員御質問の事項につきましては、現在、国の「社会保障制度改革国民会議」の報告書が

8月6日付で政府に提出され、同月21日に社会保障改革の実施時期などを示すプログラム法案の骨子が閣議決定されました。今後は、秋の臨時国会にこのプログラム法案が提出され、各分野別の法案が来年の通常国会から順次提出される予定でございます。そうした中、国民健康保険の運営主体を市町村から都道府県に平成29年度を目途に実施される見通しであります。ただし、保険税の賦課徴収や保健事業などの市町村が担うことが適切であるとする業務が存在することから申すまでもなく、都道府県と市町村が適切に役割分担を行う必要がございます。

次に、奈良県の状況であります、「市町村国保のあり方検討委員会」において、実務レベルで協議を重ね、広域連合が保険料率を決定することについて、おおむねコンセンサスが得られておりますが、保険料率の統一に際しては、暫定措置の導入、激変緩和のあり方などを今後さらに検討を加える必要のあるものについては、住民サービスの低下にならないよう、引き続きしっかり協議してまいります。

一つ目で御質問の短期被保険者証の件につきましては、分納誓約などで納税相談などを定期的に行う必要があるときは、やむなく短期被保険者証を交付させていただいております。この短期被保険者証については、被保険者と話し合う機会を持ち、実情についてお聞かせいただき、納税に関しても方策などの確認とお願いをすることを目的としているものでございます。

引き続き、適切な対応を実施いたしますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、二つ目の保険証未発行の取り扱いについては、被保険者が窓口で納税相談に来られないなどの諸般の事由によって、一定期間これを留保することについては、留保期間が長期間に及ぶことのないよう、さらに被保険者と納税について話し合う機会を多く持つよう留意し、できうる限り早期に被保険者の手元に届くように、また世帯の実態把握にも努めていますので、こちらの取り扱いについても御理解をお願いいたします。

最後に三つ目の年収300万円の4人家族の保険料についてであります。議員御指摘の年収300万円の4人家族の国保税は、去る8月22日に開催していただきました「平成25年度第1回国民健康保険運営協議会」でも質疑をいただき、試算により年額約36万円となる旨の答弁を申し上げます。

参考までに、「全国健康保険協会管掌健康保険料」で試算いたしますと、保険料算出の方法が異なりますので、単純比較はできませんが、同じ300万円の年収の方であれば、標準報酬月額が26万円の月額区分の等級を適用することとなり、健康保険料月額は約3万円あります。このことから、事業主が「けんぽ協会」に納める事業主負担を含めた健康保険料は、国民健康保険と同額の年間約36万円となりますので申し添えさせていただきます。

広域化による保険料率の統一に際しては、負担能力に応じた必要かつ妥当な保険料率や暫定措置の導入、激変緩和のあり方など冒頭に申し上げました課題について、今後さらに検討を加えることが大切と考えておりますので、しっかり意見を申し上げてまいります。

二つ目につきましては、教育長がお答えを申し上げます。

三つ目の3年期限つき雇用についてでございます。

正職員数は、平成25年4月1日現在の定員管理では208名となっておりますが、この体制を維持しつつ正職員で賄い切れない職種につきましては、支援スタッフの採用により補充しています。

雇用期間については、多様な働き方の希望に対応し、できるだけ多くの方々に就労の機会を得ていただくということからも3年を期限としているところであります。この期間につきましても、雇用の際にも説明をさせていただき、本人の了承もいただいております。

なお、支援スタッフとは別に採用しておりました幼保の3年期限つき職員の採用は行わず、今後正職員で対応していきたいと考えております。

また、幼保における正規職員と支援スタッフの雇用のバランスについては、子供の動向、施設の統廃合、幼保一体化及び国の助成方針等を考慮しながら、本町の組織において最適と考える任用、勤務形態の人員構成を実現することにより、最も効果的な行政サービスの提供を行うことができるよう、常に検討を重ねているところでございます。

以上で山田議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（青木義勝君） 松井教育長！

○教育長（**松井宏之君**） 山田議員の質問事項に子ども・子育て会議の条例案が議案で提出されています。認定こども園など視野に入れておられるようですが、その進捗状況を待っていて老朽化している幼稚園などの建てかえが実施されないのでしょうかとの質問に対してお答えさせていただきます。

西小学校区におきましては、西幼稚園と西第二幼稚園との統合を、北小学校区におきましては、北幼稚園と北保育園の一元化に向けての構想はございますが、統合ありきではなく、子供たちにいい環境と教育・保育をしてもらいたいということでもありますので、できるだけ早く結論を出せるようにしたいと考えております。

なお、老朽化が進んでいる施設におきましては、安全確保のため修理は実施しているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（青木義勝君） それでは、質問事項1に対して、2回目の質問を受けます。

13番、山田さん！

○13番（**山田美津代君**） 御答弁ありがとうございます。

1番の国保の広域化に対する町としての対策は御理解をさせていただきたいという御答弁ばかりで、町民を守る姿勢が何もないように思われました。

保険証のことですけれど、保険証を郵送もしないでとめ置いたりすることは、先ほども壇上で言いましたように病気になっても病院に行くことをちゅうちょして、重篤になる、命にかかることなんです。宮崎市では、2012年、宮崎市の共産党の議員と赤嶺衆議院議員との協力で開催された政府交渉の際、厚生労働省保険局国保担当者によるレクチャーを聞く機会を得て、そのやりとりの中で「短期被保険者証を窓口でとめ置く法的根拠はない。郵送して届かない場合等、やむを得ない事情があるとき留保ということになる。健康保険証を持ってない状況が長く続くことは望ましくない。そもそも短期保険証は本人との接触を図るために出されるものであるから、接触が図れるのに接触をしないことはだめなんです。ですから、被保険者が住んでいるところがわかれば届けるもの、郵送すべきものである」との回答を得ています。速やかに郵送をしてください、届けてください、被保険者のもとに、これ一つ考えてくださいね。

今、安倍政権は社会保障は自助が基本として、税と社会保障の一体改革を進めているんですね、社会保障なのに自助が基本と、こんなことを基本としているんです。これは社会保障の解体がこれでは進行してしまいます。生活保護の基準引き下げがされ、年金の引き下げが10月にされようとしています。介護保険も軽度者向けのサービスの見直しが焦点となっていて、要支援の約150万人を保険給付の対象から外す案が検討されています。あとで八尾さんの質問内容にもこのことが出てきますが。医療の分

野ではT P P参加問題をあわせて、混合診療の解禁、給付費の一層の抑制などが検討され、国民皆保険制度が空洞化や崩壊する可能性が生じています。中でも根幹をなす国保の見直しが焦点となり、この10年来、滞納世帯数、短期保険証発行数ともに高どまりをしています。暮らしや子供の将来を奪う差し押さえや過酷な取り立ても全国に広がっています。先ほども町長が収納率99%と言っていましたけれども、こういう過酷な取り立てがなかったらいいなあというふうに思いながらその答弁を聞いていました。高過ぎる国保税に国保に加入できない若年労働者、つまり無保険者も増大している。無保険や窓口払いを苦しめての手おくれ死亡事件も増大しています。こうした国保の深刻な実態を見ずに厚生労働省は国保の広域化を着々と進めていて、奈良県は先ほどの答弁もありましたように平成27年に広域化すると言っています。国保は社会保障及び国民保険の向上に寄与するものとされ、国の運営責任を明確にしてきた制度です。これは国民健康保険法第1条に明確に書いてあります。22日の国保運営協議会でも今答弁されたように36万円の保険税と回答がありましたが、年8回に分けて支払うと月4.5万円の保険税、これを4人家族1カ月、これ4.5万円引いたら12.5万円で生活しなくてはなりません。これを支払うために町民は食べるもの、着るものを削って捻出せざるを得ません。ちょっと病人が出たり、パート先が潰れたりして仕事が二、三カ月もなかったら即生活に困り、滞納になります。督促が来て、差し押さえということになってしまいます。町に支払いが困難なわけを説明に行けば、滞納しているあなたが悪いと上から目線で言われる。保険証は短期しかもらえない。そういう人が202件あるんですね。一生懸命働いて、働いて、働き過ぎて体を壊したとき待っているのが差し押さえと督促状、そして罵声を浴びせられると悲し過ぎるという声も聞きます。また、国保は住民税と同じ前年度の所得に基づいて計算されますから、会社を退職して年金生活となった人や事業不振に陥った自営業者など収入が激減した人が多額の国保税を請求されることも矛盾となっています。44条の減免、広陵町では使われていないということも22日にわかりました。生活困窮して、この減免ではもう生きていけない。だから、生活保護を受けざるを得ない状況があるということも後でお聞きしました。でも、この減免制度をまだ知られていない方が多いと思います。もっと宣伝をしていく必要があるのではないかなと思います。生活や営業が苦しくなり、国保税が支払えない人に対しては、親身に相談に乗り、生活実態を把握して、分納や減免の措置をとるのが自治体の本来の役割です。ところが低下する国保税の収納率を上げようと北風の政策が進められています。国保を広域化させることで、現在行われている一般会計からの繰り入れをやめさせ、支払われた国保税の範囲内で提供される医療に押し込めることが狙われているのです。負担と給付を1本化させることで国保税の値上がり嫌なら医療サービスを我慢しろ、お金があるなら保険外でサービスを使えという関係が成立するのです。間違いなく今でも高い国保税がさらに過酷なものになります。収納率や赤字解消の目標が達成できない市町村に対し、国にかわって都道府県が調整交付金を減らす仕組みが2010年につくられました。2011年には国保税の所得割の計算方式を統一するため、地方税法と国保施行令が改定されて2013年度に一部を除く市町村国保がこの国保税計算をするのに各種の控除が適用されない旧ただし書き方式に統一されてしまったんです。この変更により低所得者や障害者のいる世帯、多人数世帯など控除を受けている世帯に負担が集中し大幅な国保税の増加を招いています。財政難の市町村は広域化を望むところもありますが、広域化で国保が抱える構造的な問題は何か解決しないのではありませんか。この辺どうお考えでしょうか。先ほどのとめ置きのことあわせて答弁よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（青木義勝君） 池端生活部長！

○生活部長（池端徳隆君） 非常にたくさん御質問をいただきました。

まず、冒頭におっしゃっていただきました、いわゆる証の交付、短期の被保険者証の件でございます。命にかかわるといふところでの御質問、御指摘でございます。

私どものほう、これ根拠法令というところで、平成24年度の当初予算のときにも御質問をいただいた記憶がございます。国保法の9条の関係のところ納付至難な場合、これ、法の解釈は非常に難しゅうございますけれども、いわゆる短期の証として有効期間を通常より短い被保険者証の交付も可能と、これをどこの段階でどの考えで適用するかというのが今申しました法の解釈でございましたけれども、広陵町は資格者証というようなものは発行しておりません。この国保の中には資格者証の発行もいいよということになっておるわけでございますけれども、短期の被保険者証の交付でやっておると。ただし、これは18歳以下の方につきましては、全て1年証というところで、いわゆる国保は世帯主が納税の義務者になります。大人の方につきましては、未納の分がありましたらそのような形で手続をさせていただいておりますけれども、18歳以下のいわゆる子供さんにつきましては、原則1年証で当初に送付をさせていただいているというところでつけ加えさせていただきます。まずは渡せという御指摘だと思いますけれども、私どものほう、このことに関しましては次のいわゆる証の未発行の分ともリンクして行くわけでございますけれども、内部の情報といいますか、手続を若干お話をさせていただきますと、これの毎月の月末とかのデータというのか、状況というのを収納のほうと共有をいたしまして、まず渡さないということではございません。お渡しするというを基本に町長の答弁にもありましたように実情を聞かせていただきまして、その方の能力に応じた対応といいますか、お支払い等々の状況をお話をさせていただいていると。議員お申し出いただきました、その上から目線であるとか、そういう不適切な言葉があるとかそういうことはないと思っております。これからもそのような形で適正に対応させていただきたいと思っております。

それと未発行の100件につきましても、収納の部門とかが外へいろんな集金も含めて出るときに、そこのお方の世帯の状況等も、これも答弁にありましたけれども、確認をさせていただきまして、これは個人情報ですので、取り扱いは非常に難しゅうございますけれども、地域のことを一番よく御存じの民生委員さんとかそういうところにも協議といいますか、お力をかけていただく方法等がないのか、保険年金の係のほうでもよく仕事を終わってからとかでもそう議論をいたしております。ちょっとそういうところで1番目につきましてはお答えになったかどうかわかりませんが。

それと医療の負担の問題、これは国のほうでそういう社会保障の改革という流れの中で段階を踏んで進んできております。このことに関して、言うべきことを物申せることにつきましては、従前からいろんな会議等で文書等で各首長等がそういう申し入れをしていただいているのは御存じいただいていることと思います。その上で、この状況の中で、これは市町村のこの裁量ではもうないのかなど、この流れでいくというところで決まりましたことについては、スタートするのは町でございますので、住民と接しさせていただいているところでございますので、適正に進めさせていただきたいなとかように考えております。

それと奈良県におきまして、その広域化というところで、これは平成27年度を目途にと、実際のところ平成27年度にはちょっとしんどいん違うかと、私どもそういう思いも持っておりますけれども、国のこの社会保障改革、平成29年度にいわゆる保険者を都道府県単位にということを受けて、市町村長サミット等でも状況について、県のほうからも説明がございまして、その場ででも一番最近

の会議の中で、国が平成29年度と言うているのなら、わざわざ平成27年とか前倒しでする必要について、もう一度考えてもいいんじゃないかなと、こういうふうな意見も北和のほうでの、市長さんのほうから出たというところも聞き及んでおります。るる御質問いただきまして、答弁が漏れておりましたら、またつけ加えさせていただきたいと思っておりますけれども、予防等、健診とか、こういうところが広域化になるとサービス低下になるんじゃないかなというところで御質問があったかと思っております。これは保険料率につきましては、広陵町の保険料率がどの次元になるのかというところによって当然変わってくるわけでございますけれども、当然保険料が高くなる、もしくは極端に乖離があって、ちょっとでも低くなるんだと、そういうところにつきましては、激変緩和というような対策もとられます。それと一定の期間、このような形でいいんじゃないかなと、もっと具体的に申しますと、そういう暫定措置というところで県からの調整交付金でできるだけの調整をする、もしくは広域化になった分で広く薄く負担をしようとか、いろんな議論がなされております。その最終の詰めというところにはまだ至っておりませんが、おおむね方向性としては合意が得られたという状況で御理解をいただきたいと思っております。

今、広陵町の国民健康保険につきましては、一般会計から5,000万円という形で財政支援ということで繰り入れを行っております。この辺のところ、その広域化される大きな動きの中で、広陵町だけがそんな知りませんよと、実際の話そういうわけにはいきませんので、その流れの中でしっかりと任せ切りにするということでは当然ございません。しっかりと対応させていただいて、ひいてはそういう住民のお方の利益といいますか、そういう優位性というのを第一義に考えて、さまざまな対応をしてみたいなど、そのように考えてございますので、御理解をいただきたいというちょっと答弁ばかりやということでございますけれども、実態、実情、私ども保険証を渡さないで、そんなことではございません。お話をさせていただいてお支払いをいただける内容でやらせていただきましょうということでございます。決してそんな血も涙もないと、そういうことではございませんので、そこら辺だけちょっと重ねて申し上げさせていただきまして、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（青木義勝君） それでは、3回目の質問を受けます。

13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） 国が進めることだから市町村は意見は言っているけれども、進めるしかないようなそんなふうな答弁に聞こえたんですが、ということは構造的な問題は解決しないのではありませんかというお答えにはなっていないんじゃないかなと思うんですが、とめ置きの問題ですけれども、これやっぱり1回郵送して、そしてお話しするのはお話しするというところでしっかりそういう機会をつくっていただく、そういうことで解決できるんじゃないですか。そういうやり方をなぜ考えられないのかなというふうに思うんです。この広域化というのは、国保崩壊への道となるんですね。市町村にとっては住民への重要な福祉のツールを失い、単なる取り立て屋と機械的な制裁措置が横行する、このようなことになりかねないと思います。なぜ広域が悪いのか。一つは国の責任放棄につながります。国の国庫負担の削減で地方の負担は増加するばかりです。医療費の増大に伴い社会保障制度である国保はナショナルミニマムを維持する点で国が制度設計や財政運営に責任を持つべきです。広域化はその責任転嫁です。2に国保財政問題が今より悪化することです。県による国保税の統一と財政運営により、今自治体の努力で行われている一般会計からの繰り入れをなくすることができるようになってしまいます。一般会

計からの繰り入れがなくなったら、それでは足りない分、どうするのでしょうか。大幅な国保税の値上げがされるのではないのでしょうか。

3は、事業運営の問題です。今は被保険者が参加する運営協議会と議会の議論を通じて地域の実情に合わせて事業運営方針を決めることができますが、これが広域化になれば、後期高齢者医療制度と同じように都道府県議会のあるものの個々の地域の実情や住民、被保険者の声を踏まえた対応は困難になるのではないのでしょうか。44条減免、こういうのはどうなるのでしょうか。住民参加の運営も困難になりますね、町長。

地域の実情を無視した国保税が県により決められ、その徴収に町は振り回されます。1、961年国保制度発足当時から保険加入者の保険料では賄えないということはわかり切っていたことです。高齢化社会を迎えて、高齢者の医療費がかかるから回らないのではないんです。もう最初からこれはわかり切ったこと。初めから予想された制度なのです。そのため国保を社会保障として根づかせるために国や自治体の支出が義務づけられていたんです。国は安定した雇用をつくり出す責任がありますし、市町村は住民の健康と命を守る自治体の役割を自覚して一般会計からの繰り入れや保険料の減免をやって支えることが求められました。大阪府では、広域化に向けて府内統一保険料を設定しようと府が市町村へ配分する特別調整交付金について黒字化や収納率アップを高く評価する一方、保険料引き下げの一般会計繰り入れを減点して配分するなどしたんですね。さらに保険給付を行う国保の共同安定化事業の拠出方法を変更したのです。これにより一般会計からの繰り入れをせず、差し押さえなどの滞納処分にも力を入れ、被保険者の数が多く、所得が低い自治体、大阪市などの大規模な自治体に有利な交付金の配分となっています。一方で予防医療などの保健事業に力を入れて、保険料が高騰しないよう努力をしていた、奈良でしたら、先ほど申し上げました山添村などの自治体が収入源となり保険料のアップになります。そもそも市町村国保への国庫支出金の割合、74年から83年まで6割を占めていたのが現在は3割を切る、こういう水準となってしまっています。国が負担金を削減したことにより、国保会計の危機がつけられているのです。国保は社会保障の原点に立ち返った政治こそ求められているのです。国保の広域化は町民を苦しめる制度しかないと思います。首長の間での議論をされているというふうに言っておられましたけれども、国や県のすることだからと、唯々諾々と進めていくのでしょうか。今でも高く払えないんですよ、払えない人が多いわけです。それがもっと支払いが困難になるわけです。これ消防広域化のときと同じですけども、この広域化というこの弊害がね、これだけわかっているのに町としてなすすべもない。ただ、進んでいく。それで果たしていいのでしょうか。何か方法ないのでしょうか。これ、やはり考えていかないとやっぱり町民の健康と命にかかわることですから、ぜひ町民を守る策がないか、考えていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（青木義勝君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） 国民健康保険はやはり病気を早期に治療していただいて健康を維持していただく。病気になりますと、やはり所得も喪失してしまうということで、この国民健康保険制度は本当に大切な制度であると思います。私も保険年金課長をさせていただいたときに、健康事業を積極的にやろう、人間ドックの助成もさせていただこうということで、当時の町長に提案をさせていただいて、その制度が今始まって定着しているわけがございます。保険税の減免制度もそのときに導入、これは町長のほうから考えよという指示があって、創設をさせていただいたものでございます。国の補助がどんどん減っているということですが、やはり医療技術の進歩とともに医療費もだんだん高くなっていく、高

齢化が進むという中でどのように負担をしていくのかということで、国の補助金を減らすだけでなしに、これを国民全体で支えようということで、社会保険の加入者の方にも国保を応援していただくシステムがつくられたり、退職者医療制度ができて、これも社会保険の加入者で負担していただいているということで、みんなで支える国民健康保険でございます。これが広域化になりますと、奈良県が保険者になって、広陵町が幾ら努力しても健康づくりをやっても無意味だということになりはしないかという御心配もいただいているかと思いますが、もう奈良県のほうでは健康寿命日本一を目指そうということで、知事が音頭をとって健康づくりは奈良県が一生懸命取り組むということも姿勢として打ち出されております。町としても一緒になって広陵町の町民の皆さんに健康を守っていただくということにしっかり取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたしたいと思っております。

広域化に広陵町だけ参加しないという選択肢があるのかどうか、これは法律をしっかりと見きわめた上で、参加しないという決断、議会のほうの承認が要るのであれば、議会で判断していただかなければならない時期が来るかと思っております。それは今の段階ではわかりませんが、そういうことも含めて研究、検討をいたしたいと思っております。

○議長（青木義勝君） 池端生活部長！

○生活部長（池端徳隆君） 失礼します。

答弁漏れといえますか、国民健康保険の一部負担金の減免及び徴収猶予と、この件につきまして、2012年の6月15日号には広報でお知らせをしておりますけれども、非常に問い合わせも少ないということでございますけれども、こういったところもう一度周知をさせていただくということだけ申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（青木義勝君） 次の質問に移ってください。

13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） もう時間も押してきたので、子ども・子育て会議、会議の中で国の方向と真逆の意見が出た場合、例えば地域の幼稚園は地域で守っていききたいとか、認定こども園は子供たちにしわ寄せがくるからやめてほしいとか、保育園と幼稚園はそれぞれの役割があるからこのままでいきたいとか、企業の参入は子供にとって危険だからやめてほしいとかのそういう御意見が、国の方向と違う御意見が出てくることも十分考えられますよね。それをどういうふうに調整されるのか。

それからこの会議を有効に、町民の御意見が聞ける会議にぜひしていただきたいと思うんですが、その中でこういうふうに出てきた建設的な御意見は保護者の願いとして聞いて実現できるような会議にしていきたい。それができる会議にしなければ意味がないと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（青木義勝君） 宮田福祉部長！

○福祉部長（宮田 宏君） 子ども・子育て会議の件でございますが、ただいま議員が御心配いただいております国の会議の方向性と本町で今後立ち上げていく会議の方向の中で食い違いが出てきたとき、どう処理をしていくのかということでございますが、町は町の会議として御父兄のニーズをしっかりと把握をし、その中でボリューム、またはどういうふうに今後計画を立てていくのかということになりますので、国の方策が基本とは思いますが、町としてのやっぱり考え方をしっかりと持って、住民の皆さんの要望、ニーズを踏まえながら計画を策定していくということになってくるかと思っております。その中で幼保の一元化等の問題も出てくるかもしれませんが、それは今も申しました保護者の要望がどの程度ある

のかというところにもかかわってくるかというふうにも思います。また、企業の参入というところもありますけれども、それも広陵町としてニーズがあるのかなのかというところも考えながらの計画の策定になってくるとは思います。

○議長（青木義勝君） 13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） 時間がないので、次にいきます。

3年の期限付き雇用についての2回目の質問をさせていただきます。お手元に資料を置かせていただきました。

初めに職員数の状況ですね。これ隣の自治体アンケートがこれ2010年の分なので、2010年の分を見ていただきましたら、正規職員1人当たりの住民数では、広陵町が178人、田原本町が117人、川西町が71人、香芝市が159人、大和高田市は69人です。広陵町が一番職員1人当たりの住民数が多いですね。今は先ほど町長が述べられたように207人ですか、208人とおっしゃったかなとなっていますけれども、支援スタッフが今213人ということをお聞きしています。隣のこの自治体アンケートを見ていただいたら、町の臨時職員数、これ2段目の右から2番目、河合町の隣が広陵町なんですけれども、正規職員数が188人、臨時職員が193人、このときは逆転しているわけですね、臨時職員のほうが多かったわけです。町の臨時職員数が極めて多く、臨時職員によって町政が支えられているということがわかります。行革といって正規職員を雇わず、臨時職員の犠牲により成り立っていたということがよくわかります。町を動かすために、住民サービスのため、これだけのやはり職員数が必要な人数なのです。多くの町民が疑問視しているわけです。3年かけて一人前になったらやめさせて、また新しく雇い入れ、一から教えてまた3年でやめさせる。お金をまるでどぶに捨てているようなものだ、雇用情勢が厳しさを増す中、臨時非常勤職員の任用について、町民の関心がすごく高まっている、このときにやはり考え直すべきではないかなと思います。

7月議会での堀川議員の質問に答えての答弁では、給食調理員などなかなか募集しても来てくれない、民間に委託してやっと来てもらった、雇い入れるのに夏休みがネックになるとのことでしたが、労働条件が悪いから来手がないのではないのでしょうか。特に給食調理員は経験が物を言います。アレルギーへの対応や地元野菜の扱いなど経験が必要です。雇用条件がよければ人は来てくれます。夏休みがあるのでなかなか難しいと町は言われていましたが、例えば郡山市では、8月は臨時職員は休みです。でも10年、20年そういう体制で働いているので、誰もやめない。臨時職員に頼っている分、待遇がいいからです。形で示しているのです。こういう郡山市の例があるわけです。

また、先ほど幼保の先生方は正規で雇うという前向きな御答弁をいただいたんですけども、その幼保の先生方のこともここに書いていたんですけども、2枚目の資料、これの保育園・幼稚園給食調理員の最後、備考の欄に河合町や上牧町、王寺町はこれ任用、17条と22条というのは地方公務員法ですね。上牧町は任用根拠はないけれども条例はある。王寺町は条例があって22条で雇用している。広陵町は何もないわけですね、これ異常じゃないですか。更新ありの欄でも3年と書いてあるのは広陵町だけです。労働基準法での雇用と言われていました。条例もない、規約もない、要綱は、じゃああるんですかと聞くと、調整中だそうです。税金を使って雇用するのに任用雇用されていないのはおかしいんじゃないですか。税金で雇えるはずないんじゃないですか。釈迦に説法かもしれませんが、公共的性格を持った業務というのは税金でやるわけです。税金をなぜ納めるかというところ、それは公共的な仕事、例えば防災とか震災の復旧とか学校教育とか公衆衛生であることとか公共的な仕事がこの世の中に

はあるから、わざわざ税金を充てて、その仕事を公共的な労働として保障する。自治体でやってる仕事の大半は、この地域みんなの役に立つ仕事、共同の利益を担う仕事なんだから、そのために税金を払い、その税金で地域社会、みんなに役立つ仕事を自治体がやっていますよと、わかりやすい理屈です。水道事業も保健所の公衆衛生というのは予防注射の実施もみんなの役に立つ学校教育も地域の子供たちはみんなの子供たち、この子供たちが育つのが町内全体の利益ですから、その仕事は公共的性格を持っているから、ちゃんと公務員として任意雇用でやられないといけないんじゃないでしょうか。正規と同じ仕事をしていても3年たったらやめなくてはならない。スキルを向上させて町民の役に立つという喜びを奪われた働かせ方をしているのでしょうか。広陵町はブラック企業だったのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（青木義勝君） 川口総務部長！

○総務部長（川口 昇君） たくさんお尋ねいただきました。正規雇用の件でのお尋ねでございます。

まず、正規職員については、基本的にはおっしゃるように一般職員は正規採用というように考えております。ただ、地方自治体の業務は多種多様にわたるわけでございます。正規職員で賄えない部分については、支援スタッフでお願いをしているというところが現状でございます。これは町長の答弁にもございました。

それからおっしゃっているのは近隣との比較で職員数といいますか、臨時職員が多いということでございますけれども、ただ、この職員数につきましては、近隣いろいろ状況も変わってまいります。例えば施設の数も違いますし、また民間に委託されているところもございまして、また組合等でされているところもございまして。その辺で状況はいろいろ変わってまいりますので、一概には近隣との比較でどうのこうのというのは言えないかなあというふうにも考えております。

それから幼保の関係のことにも触れていただきましたけれども、今後は支援スタッフと正規雇用というのを併用ということで考えておりますけれども、段階的に徐々にですが支援スタッフのほうから正規のほうへ振りかえてまいりたいなあというふうには考えているところでございます。

それから給食調理員のほうにも触れていただきましたけれども、給食調理員はいわゆる技能労務職という職務でございます。この辺につきましては、国の指導もございまして、この辺につきましては、今後正規採用というのは考えておらないというところでございます。

法整備の件でございますけれども、これにつきましては、一応3年期限ということで労基法のほうの規定を採用しておりますけれども、ただ、今後要綱等整備を法整備をしてまいりたいというふうにも考えております。

以上です。

○議長（青木義勝君） 13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） 他の自治体と比べて、この臨職が多い部署を見ましたら、教育関係が多くて、その辺を厚い層で占めておられるのは評価したいと思うんです。でもなぜ3年でやめなきゃならないんですか。特別な理由があるんでしょうか。法的な根拠があるんですか。これ何十年も前の感覚で雇用しているんじゃないですか。この3年でやめさせることに有利なことは何もないでしょ。3年たち、また仕事を続けたい方はそのまま続けていただければ採用に関する費用が浮くんじゃないでしょうか。続けて雇用するのと、また新たに採用するのと、費用の差はないですよ、かかる費用は同じではないですか。続けて雇用するのにどこにどんな問題があるんでしょうか。町長はもっと多様な雇用形態がとれる

ように法改正とかしてほしいとか、7月議会で堀川議員の質問に答弁されていましたが、変えるのは法ではなく町長の考え方です。法は労働者を守っているのです。守っていない町が雇用を見直しをするときが来ているんです。2011年の2月の福島消費庁長官が言っています。「任用回数の上限定をしなくても法令上の問題があるわけではない」、2010年、原口総務大臣、当時塩川議員の質問に対して、4月24日、これ4.24課長通知と言うんですけれども、公務員課長通知で「臨時非常勤職員の任期の終了後、再度同一の職務内容の職に任用されること自体は排除されるものではない」と答弁されました。これは4.24課長通知の開設であり、ここで課長通知による一斉雇いどめの義務づけは否定され、回数制限がついている場合にも理論上は再度の任用が可能ということが示唆されました。3年でやめさせることは公助的業務に関して、住民サービスの質の低下を招く、このことは2011年当時の片山総務大臣が日本共産党山下よしき参議院議員の質問に対して、経験を積んで仕事が熟度を増す場合があるケースワーカー、学校教員、図書館司書などと答弁し、これで雇用継続の必要性と任用回数制限の問題点が浮き彫りになりました。2012年7月、松原内閣府特命担当大臣は、「実態としての非常勤職員の行う業務の中にも恒常的な業務がある。及び同一者の再度任用は排除されないことについて、総務省と認識を共有しています」と声明を出しています。現在就労している人から公募に応じる資格を奪うことは平等取り扱い違反です。羽曳野市では10年の上限を廃止しました。岡山県では5年有期を廃止させました。あとあと全国でいろんな例があります。民間の労働契約法で5年継続すると有期雇用が無期雇用に変換するという改正労働契約法の第18条は、民間の判例法理を法律化したもので公募は適用外です。最高裁の判例として既に確立していますから、公務に持ち込むのは問題外です。したがって正規を避けるため3年、今は5年ですが、この5年たつ前に雇いどめにする必要は全くないのです。要綱を整備するとか前にきちんと任用して、公務員としての雇用を考えるべきではないですか。考え直すべきときだと思えます。町民も非常にこのことについて疑問を持っておられます。ぜひ前向きな答弁をお願いします、町長。

○議長（青木義勝君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） 臨時職員はあくまでも1年以内でございます。地方公務員法上1年を超えて雇用はできないということで、地方公務員法上1年の期間限度として臨時職員として雇用をさせていただいております。3年間雇っているという意味ではございませんので、御理解いただきたいと思います。3年間、最長3回更新をしているということでございますので、臨時職員という位置づけであるということは御理解いただきたいと思います。臨時職員を繰り返し、繰り返し、更新していきますと地方公務員法違反になるおそれが強いということで、この3年を限度にさせていただいているということでございます。過日、堀井参議院議員が総務省で経験がございまして、役場へお越しいただいたときに、この前、私7月議会で法律を直してもらえないかなあということも申し上げましたが、そのようなことを申し上げておきますと、そういった制度を考えられなくはないものの、それをつくってしまうとそればかり乱用するということが正規職員を雇わずに、臨時的、いわゆる短期の職員ばかりを雇うということにつながるおそれがあるということで、そんな制度は好ましくないという御意見でございました。当然そのように思いますし、必要な職は正規で採用するということが正しいと思いますので、その方向に向けて今全てを見直しているということでございます。正規職員で対応するよりもアウトソーシングで業務委託したほうが効率的だという部分も出てまいりますので、それを精査をして、整理をして正職員で対応する部分と外部に委託する部分と当然出てくると思いますので、今後そういったことを整理した

上で議会の皆さんと相談をして方針を決めていきたいと思ひます。

臨時職員の中にも放課後子ども育成教室を応援していただいているボランティア的な方もその数字の中に入っておりますので、全てが全てそれでないということも御理解いただきたいと思ひます。

○議長（青木義勝君） それでは、以上で山田さんの一般質問は終了いたしました。